

令和3年8月24日

保護者の皆様へ

神戸市

令和3年度 放課後児童クラブ（学童保育）における 休会特例の適用要件の緩和について（通知）

みだしのことにつきまして、従前より新型コロナウイルス感染症に関連した休会にかかる特例措置を実施しているところですが、この度の緊急事態宣言の発令及び市内での感染者数の増加及び子どもの感染事例の増加等の状況を踏まえ、下記のとおり休会特例の適用要件を緩和いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 趣旨

保護者の方の勤務先の休業等により家庭保育が可能になった場合や新型コロナウイルス感染症の罹患等に伴い利用を自粛いただく場合について、月途中の休会を可能とします。

2. 実施概要

- ・ 月途中であっても、連続して1か月間利用されない場合は休会特例の対象とし、1か月分の利用料を無料とします。
- ・ 利用料は休会期間の後半の月を無料といたします。
例) 8月～9月にまたがる休会の場合は9月分の利用料が無料となります。

3. 対象要件

- (1) 兵庫県に、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置指定等が発令されている期間中、感染防止のため、利用自粛する場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患、もしくは濃厚接触者・健康観察者に保健所より指定されたこと等を理由に利用自粛する場合
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う出勤抑制等により、一時的に家庭で児童を見守ることが可能となった場合

4. 対象期間

- ・ 令和3年8月2日（月）から令和4年3月末の間の休会が対象となります。

5. その他

- ・ 緊急事態宣言期間中も学童保育は通常通り開所しており利用ができますので、休会制度の積極的な活用を推奨するものではありません。
- ・ 新型コロナウイルス関連以外の通常の休会については、上記取扱いの対象となりません。（※年間上限2回まで、月単位の休会のみ。）
- ・ 休会が適用された月には、利用料は発生しません。ただし、休会手続きの完了が月の中旬（15日頃）以降になると、一旦引き落としが行われ、後日還付になります。
- ・ 上記取扱いによる休会（2か月にまたがる休会）の場合は、必ず休会届に休会期間・

理由の記入をお願いいたします。

- ・合計2か月間以上連続して上記取扱いによる休会を申請される場合も、休会特例の対象となります。

例1) 休会期間が8/20～10/19の場合

9月分利用料 ⇒ 無料、10月分利用料 ⇒ 無料

例2) 休会期間が8/20～9/19、9/25～10/24の場合

9月分利用料 ⇒ 無料、10月分利用料 ⇒ 無料

※上記例2の場合は、休会届を別々に申請頂くようお願いいたします。

- ・休会届は、休会適用月の前月末までに各施設へ提出するよう期限を厳守ください。(月をまたぐ休会の場合は前半月の月末になります。)
- ・ご不明な点等、詳細につきましては各施設にお問合せください。